

最初に、議席2番、倉持功君。

〔2番 倉持 功君登壇〕

○2番（倉持 功君） 皆さん、おはようございます。また、傍聴の方には早朝からご苦労さまでございます。よろしく願いいたします。議席2番の倉持功でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に基づき、「水道の濁り及び断水について」、「福祉タクシー及び廃止された循環バスについて」、「日本たばこ産業跡地利用公募状況について」の3点についてご質問させていただきます。

まず、第1番目に、町長の町政報告にもありました、11月6日に発生した町営水道の濁り及び断水についてお聞きいたします。まずは原因についてですが、下水道工事の予定地点に水道の本管があったために、工事の必要上、まず水道の移設工事を行ったためとのことですが、こういう事故が発生するという事は、工事の設計の段階で予測することはできなかったのでしょうか。また、今後同じような工事が発生した場合の対策においてはどうか、お聞かせください。

また、発生してからの対応についてお聞きいたしますが、職員の皆様は連日の夜中までの対応に本当にご苦労さまでございましたが、濁りをとるために排水を行い、それから二次災害的に貯水量が危険水域を下回って断水状態に陥ったとのことですが、この対応はベストの対応であったのでしょうか。今後のことを含めてお答えください。

次に、町民の皆様に対しての対応についてお聞きいたします。回覧によるおわびと水道料金の減額措置ということですが、減額の内容についてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

また、町長におきましては、今回の事故に対する管理者としての責任をどうか、お聞かせください。

次に、福祉タクシーの利用状況及び廃止された循環バスについてお聞きいたします。1年前の平成17年第4回定例会におきましてもお聞きいたしましたが、17年9月に循環バスが廃止され、やはり17年10月1日より福祉タクシーが開始されました。1年前は利用状況が1カ月ということでもまだ確定していないということでもございましたけれども、1年を経過しての利用者数、また定着の度合いはいかがでしょうか。また、循環バスの廃止されたことによる苦情や問い合わせ等の状況はいかがでしょうか、お聞かせください。

次に、日本たばこ産業跡地利用についてお聞きいたします。日本たばこ産業跡地につきましては、町長の町政報告にもありましたとおり、検討委員会の審議の結果、町主導による共同提案型の民間誘致が望ましいという答申を受け、現在公募中ですが、まず初めに、この「町主導による」ということですが、「主導」というのは具体的にどういう条件でしょうか。また、1,652.89平方メートルの土地を除いて売却となっておりますが、この土地の利用法、またその財源についてはどうか、お答えください。現在の公募状況はどうなっているかもお教えください。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。誠意あるご回答をよろしく願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） おはようございます。昨日に引き続きましての一般質問でございますが、倉持議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

先般起きました水道の濁り発生でありますけれども、町政報告でも申し上げましたとおり、下水道工事と管が重なりまして、それを一時切断して、水道水をストップして工事をやるという工事だったわけです。当然周りの濁りは予測されたものですから、その周辺には濁りがありますよということをお知らせしたのですけれども、思わぬ方向まで濁りが出てしまったというのが現実でございます、まさかあそこまで広がるであろうということは予測ができなかったというのが水道課の予想でありました。したがって、多くの皆さんにご迷惑をおかけしてしまいまして、防災無線やら、あるいは水道課の職員が回ったり、おわびに回らせていただいたところであります。その後、文書でおわびを戸一戸出そうという話もあったのですけれども、戸別にというのもどうかと思ひまして、後ほど落ち着いた時点で区長さんを通してお願いをしようということで、そういう形をお願いいたしました。これは全地区に起きたわけではないのですけれども、静地区なんかは全くそういう状況にありませんでした。思わぬ方向にこんなに濁りが出るとは思わなかったというのが、水道工事を長年やっていた方の経験でもございます。そういうことでございますので、町民の皆さんに大変ご迷惑をおかけしたこと、心からおわびを申し上げたいと思います。

その後、復旧工事につきましては、詳しく上下水道部長の方から申し上げますけれども、本当に2日間ぐらい職員は徹夜で頑張りました。その結果、今後の対策としては、今度水道組合の方とお話し合いをいたしまして、そういう事故が起きたときには水道組合の人たちにも手伝っていただいて、一刻も早い措置をとるようにしようということでお話し合いをしたところでございます。いずれにしても、中の管が古くなっておりますから、火災などが起きると、消火栓があきますと、必ず濁りが出てまいります。これは正直言って、現況では避けようがございません。そういう中では、火災等があった場合も防災無線等で一時濁りが出ますからというお知らせは今までもしているのですけれども、これを防ぐには、全管、本当に5年に一遍ぐらいずつ管を取りかえないと、恐らく防ぐことは無理であろうと思われまいます。したがって、急激に水が出た場合はそういうことが起きるといって、改めて今回の切り回し工事についてはこんなに範囲が広がってしまったかということには、正直申し上げまして、水道課の職員も愕然としているところでございます。いずれにいたしましても、水でございまして、安全な水を供給するということが町水道企業の宿命でございますので、今後ともそういうことのないよう精いっぱい努力をしてみたいと思います。

責任のとり方とおっしゃられますが、今言ったような事情でございますので、私としては、町民におわびをする以外ほかに責任のとり方はございません。ひとつご理解をいただきたいと存じます。

福祉タクシーにつきましては、民生部長の方からお答えをさせていただきます。

J T跡地の件でございますけれども、J T跡地につきましては、これは検討委員会をつくっていただきまして、そちらの方で検討をいただきました。日本たばこ産業跡地の有効利用につきましては、町主導による共同提案型で民間誘致に取り組むべきとの日本たばこ産業跡地検討委員会の答申に基づきまして、日本たばこ産業跡地有効利用にかかわる募集要綱を策定いたしました。これに基づきまして、11月1日より町ホームページで公開をいたしまして、民間業者よりの参加申し込みの受け付けを行っているところであります。現在まで町ホームページへのアクセス件数は481件で、資料請求を含めた民間事業からの問い合わせは12件となっております。さすが締切日になっておりますので、きょうまではまだ申し込みは正直言ってございません。多分あすあるのではないかと期待をしているところであります。プロポーザルですと、これ常にそうなのですけれども、最終日のぎりぎりにしかどこも持って来ないというのがこれ一般的な常識でありますので、来るとすれば、あすになると思います。

そういう中で、先ほどの、「約500坪を除く」とこれ書いておきました。なぜかといいますと、これ500坪も都合によっては売却したいと思っております。なぜならば、その500坪というのは、公共用地として何か利用を、もし民間企業が公共的なものをつくっていただけないということになったときにはその500坪に公共的なものを、例えば児童公園であるとか、児童館であるとかをつくる計画を持って、今は残そうという気持ちになっています。ただ、民間企業が開発の中でそういうものも一緒にうちの方で土地を買ってつくってあげますよということになれば、これはまた別でございますので、そういう含みを持たせて「500坪を除く」ということで、問い合わせがあった場合は、その500坪も有効利用で公共的なものをつくっていただければ結構ですという、こういうお話を付して説明をさせていただいています。

さらに、町主導ということになりますと、これ「町主導で」と書かれておりますけれども、これは答申でありまして、町主導で何でもできるのであれば民間企業はなかなか進出されないであろうと思います。ただ、これから民間企業の申し込みがあった時点で、その申し込み業者と町とが話し合いをして、町としての意見も入れていただくという形の中で進めていきたいと、こう思っております。したがって、申し込みがゼロであれば、町主導も何もありません。これは何らかの形でまた方法を考えなければならぬわけですから。ただ、私がいろんな方向から聞いた感じでは、一般の不動産屋さんがあの土地を買って利益を上げようというのには100%無理であろうと、こういうことはちまたで言われております。ですから、不動産屋さんがあの土地を有効利用してお金もうけしようというのは、まずあの価格では無理だということで、あるディベロッパーの人が見えまして、ゲームセンターとかパチンコ屋をつくっていただければぜひうちで購入したいと。しかしながら、ゲームセンターとかそういうものなら荒利があるので採算とれるけれども、ショッピングセンターとかドラッグストアとかほかの業種ですと、とてもとてもあの値段ではうちの方は手が出ないと。せいぜい7万ぐらい、坪、そこらまで下げていただかないとできませんよという、ある中堅ディベロッパーでしょうかね、そういうところからお話があったことは事実であります。したがって、あそこの申し込みを待たなけ

ればわかりませんが、申し込みのあったところとお話し合いをして、町はこうしたいという意見も正直言って、先ほど申し上げましたとおり、ある程度児童公園的に残すとか、あるいは公的なものを何らかの形で設置する、そういうものを含めてお話し合いをして、有効な利用を図ってまいりたいと。価格につきましては、坪12万円で出ておりますから、例えば約6,500坪あります。6,000坪売却したとしても、7億2,000万円になりますので、購入価格は6億円でございますから、利子を引いても約1億円近く……1億円以上残りますね。そういう売却益が出る計算ではあります。ただ、これは相手があることでありますから、民間企業があそこへ土地を買って、果たしてそれだけの採算がとれなければ民間企業は進出いたしませんので、それらをあすの申し込みを待って今後検討してまいりたいと思います。

ただ、民間の中で、何社か見えた中で、こういう話をしておりました。自由に使わせていただけるのだったら幾らでもほかへ還元することができると。ただ、公的機関をつくれとか、公共性のあるものを入れろとかということになると、なかなか民間ベースでは採算がとれないので、その辺のところは「ちょっと条件がきつ過ぎますね」と帰った大手スーパーもございました。「うちの方ではちょっとこの条件つけられると無理ですね」と言っていたところもあります。そういう状況でありますので、あすの締め切り最終日を待って、その見えた企業と、もし申し込みがあった時点で町と1社1社お話し合いをして、条件の一番町の要望に沿ったところに売却をするということが「町主導」ということになるかと思えます。それ以上のところは今のところ、申し込みがはっきりした時点でないと、申し上げることができませんので、ひとつご理解をいただきたいと存じます。

あとの2件につきましては、上下水道部長、民生部長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤政一君） 次に、上下水道部長。

〔上下水道部長 渡辺節男君登壇〕

○上下水道部長（渡辺節男君） では、私の方から、水道水の濁りというふうなことでの質問に対してお答えをしたいと思います。

今町長の方からる説明がございました内容でございます。原因としましては、先ほど町長が言いましたように、下水道工事に伴う水道管の切り回しというふうなことでございますが、従来それぞれ下水道課から依頼を受け行っていた部分については、管路が、水道管の本管そのものが細い部分のところ为主であったというふうなこと。今回起きましたところについては、境町の水道管の口径が3番目に大きい管であったと。また、それが浄水場の近くというふうな、そういう条件が重なりまして、今回非常に私どもの過去の実績の想定外の事態に及んでしまったというのが実態ではございます。そういうようなことで、今後は下水道の方から出ても、いわゆる太い200ミリ以上の水道管の切り回しというふうなのが果たして妥当かどうかを検討し、もう少し煮詰めた形で工事の発注をお願いするような形で調整をしていきたいというふうに考えます。

濁りが発生したことによる職員の対応については、るる説明がされておりますので省略させていただきますが、住民への対応でございますが、今後防災無線、広報車等を活用しまして、いわゆるある一定の期間、設計ができた時点で、どの辺についてと予測ができますので、その辺に対しての周知、協力要請をきめ細かくやっていきたいというふうに考えています。

一般家庭への部分でございますが、水道には基本料金制度を取り入れてございます。現在基本料金以内というのは1カ月10立方メートルというようなことでございますので、今回のような事故に対しても、10立方メートル以下の家庭については、この制度の内容からして減額措置にはなりませんけれども、その辺の説明をし、ご理解をいただきたいというふうな形でございます。12月の検針の折に検針員が発行いたしますお知らせ票の中で、「1立方メートルを差し引かせていただきます」というコメントを今入れるための作業を進めておりますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

そのようなことで、今後境町の指定工事店、そういった業者さんの方にも、組合長さんにはすぐお話をいたしまして、そういうことでは協力するよというふうなことをいただいておりますので、よその先進的なそういう事例も幾つか聞いておりますので、そういう対処の仕方についての部分をこれから詰めていきたいと。また、一般住民へのお知らせについては、年度初めに水道料金の全体的な部分、いわゆる条例上でいう基本料金制度、その部分について、年度初めの広報紙等に掲載をし、いわゆる水道については給水申し込みをしますと、その月全然使わなかった、まあ単身世帯であるのですが、使わなくても、基本料金だけは納めていただくというふうなことがございますので、そういう部分も周知する意味からも、年度当初に広報紙等で啓蒙していきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解のほどよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（齊藤政一君） 次に、民生部長。

〔民生部長 浅野和雄君登壇〕

○民生部長（浅野和雄君） おはようございます。

続きまして、福祉政策についての福祉タクシーの利用状況及び廃止された循環バスについてのご質問にお答えいたします。

循環バスは、平成10年から運行され、1日当たり利用者数が15人から20人と少ないながらも定着していたと思われま。利用目的の主なものは、通院や買い物など、運転できない方々などの便宜を図ってまいりました。しかし、財政状況やバスの老朽化を理由として、平成17年9月に廃止いたしました。廃止後には電話やはがきで復活の要望も数件寄せられております。福祉タクシーの利用状況につきましては、17年度10月より循環バスの廃止にかわる事業として実施したのですが、利用状況は17年度には11名で延べ98回、地区別では旧境地区3名、蛇池、猿山、金岡、内門、一ノ谷、若林、塚崎、志鳥で各1名となっております。また、18年度は11月末時点では11名で延べ97回、地区別では旧境地区3名、蛇池、栗山、金岡、下小橋、一ノ谷、若林、塚崎、志鳥の各1名となっておりますので、ご理解をいただきたいと思。よろしくお願。いします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対し再質問ありますか。

倉持功君。

○2番（倉持 功君） 水道の件に関してなのですけれども、水道はライフラインの中でも特に大切であると思います。なるべく今後このようなことのないように、今回の経験を生かしていただいて、町民が安心して水道が使えるように信頼回復に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、水道料金の減額措置ということの中で、基本料金内の家庭は減額に値しないということがありましたけれども、これは条例の中でそういうことがというところもあると思いますので、減額されていなくても、ちゃんと報告、こういう形で減額されているというのを周知徹底していただきたいと思ひますし、広報紙の方での説明等もきっちりやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、循環バスと福祉タクシーの件について再質問させていただきます。循環バスからタクシーに変わって、利用者数も決してふえたとかということではなくて、少ない利用者数かとは思ひます。それで、近隣と比較しても、板東市が今年11月1日よりコミュニティーバス等1日4便、5ルート、ほぼ市内全域を走るようになりました。また、古河市でも検討中ということを知っています。お金のかかることですから、これが一番よいということかどうかは別といたしまして、住民サービスの格差ということには皆さん町民からもそういう声を聞いています。経費をかけずにとということであれば、東海村とか石岡市が行っておりますデマンドタクシーという考え方もあるかとは思ひますけれども、今後当町において高齢者や交通弱者に対する対応については、このまま福祉タクシーのままでもいいのか、また新たないろいろなサービスの検討を取り入れるお考えになっていただけるのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

あと、日本たばこ産業跡地の件についてお聞きいたします。公募はあしたが締め切りで、まだないということではございますけれども、この公募期間の長さについて、短過ぎるのではないかという意見も聞いています。この長さについての締切日の決定の仕方等は当町の方ではどうお考えでしょうか。もう少し長かった方が広く募集ができたのではないかという考えもございます。また、先ほど町長の答弁では、公募があったものに対して一緒にその企業と話し合っというところが主導だということではありましたが、プロポーザルの手引の手続の中で、本来提案課題というふうな項目が六つ入っております。これが私、この最低条件というか、町の主導的な条件なのかなというふうに思っていたのですが、これから出てくる公募された企業と話し合いの中で、ここに満たなかった場合、この案件だけはまだそれを満たしていないという場合はどういうふうに扱うのか。また、それにも満たなくて、全然対象がない場合は、また条件を変えて再公募するお考えなのかをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤政一君） ただいまの再質問に対し答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 再質問にお答えさせていただきます。

水道につきましては，今後本当にそういうことのないよう，工事については十分注意するようやってまいりたいと，このように考えておりますので，ご理解をいただきたいと存じます。

福祉タクシーですが，廃止をいたしまして何件かそういう問い合わせもありました。最終的に利用者が今福祉タクシーを利用しているのが11名，これ2年間通してやっぱり同じ人数ですから，全く同じ人が利用しているのではないかと，このように思います。これらもできるだけPRはしているのですが，意外と申込者が少ないというのが現状ではないかと思えます。確かに，これは板東市ですか，前の関鉄が2台回っていたのです。これは何か来年3月で廃止するようですけれども，今度は町で1台2,000万とかのバスを買って，3台循環させているというお話を伺いました。先般板東市のちょっと集まりの中，ある議員さん方も何人かいた中でお話を聞いていたのですけれども，正直言って「空気運んでいるようなもんなんだよな」という話も，町民，市民の間にはあるようであります。それはいづれにしても他町のことでありますけれども，境町の福祉バスもそうだったのですけれども，一般の住民からは「空気を運んでいるバスじゃないか」って，「境町の3むだ」と言われたのが福祉バスはその一つだったのです。まあ，ほかのことは申し上げませんが，三つのむだ，大きなむだと言われたことがあるのです。福祉バスは当時としては本当に空気を運んでいるようなものだ。それは確かに一日ぐるぐる回っていて15人か16人しか乗っていないわけですから，見方によっては乗っていない時間の方がはるかに多いわけですね。そういうことから出てきた言葉であろうと思えます。あれはあくまでも試行期間として運営をして，5年でしたっけ，やったのは。やや……5年ぐらいしかたしか運行したと思えますけれども，やはり老人会長とか福祉の代表とか，そういう人たちに入っただきまして検討委員会が設置されました。これ2年間やりました。その結果として，廃止した方がいいという意見が出ました。そういうことで廃止に踏み切ったわけでありまして。経費面だけで廃止をしたわけではありません。経費的にはあのバスは私はまだ使えると思っていたのですが，ただ，検討委員会の中ではあのバスではもう古いからだめだと。どうしてもやるのなら新車を買ってやらなければだめだという話だったものですから，ああ，そこまでですと，確かに経費が膨大になってしまいましたので，考えなければならなかったのですけれども，委員会の方では廃止の答申を出されたので，その答申に基づきまして廃止をさせていただいたわけでありまして。経費的にはあのバスが使えるれば，運転士さんはうちのシルバー人材の方から毎日お願いをしていたものですから，大がかりな経費はかかっていなかったわけですが。ただ，廃止後も，そう大幅なクレームとか，あるいは要望とかも今届いておりません。廃止した時点では何人かあったようでもありますけれども。そういうことでございますので，今後，ただ，一つ考えられることは，循環バスというのは私乗らないと思うのです，一般的に。なぜならぐるっと回っているからですね。例えば病院へ直接行きたいとか，役場へ

直接来るとかというものであれば、多分利用ははるかにふえると思いますけれども、町内をぐるっと回って歩いてきますと、その時間帯が、例えば2時間に1本にしても、利用価値がうんと少ないのではないかと思うのです。そういうものを考えますと、デマンドタクシーとはいかなくても、いわゆる直送便でタクシー並みに要望にこたえて、福祉に関するものが何人か一緒に、例えば病院へ行きたいと言えば、タクシーと同じように行けるような方法がないものだろうか。それが制度的にできるかどうか、この間も民生部長と話したのですけれども、ひとつ研究をしてみてくださいということをお願いいたしました。せっかくやるのでしたら、やっぱり利用頻度の高い形でやっていかないと、これ町民の今大変な時期での税金で運営をされるわけですから、その辺も皆さんとともに考えていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

それと、先ほどの提案課題、これを満たさなければもちろん申し込みができません。多分してこないと思います。「だから、できません」というのは私3社聞きました。この提案がちょっと厳し過ぎると、基準が。それなので、ちょっと申し込みできませんというところが3カ所ほど、非公式に、私のところに直接来たわけではないですけれども、お話を聞いております。したがって、出してくるところは、ある程度の条件は満たしてくるものと思います。ただ、公的な公共性のあるものといってもこれいろんなものがありますから、それらを先ほど話し合うということをお願いしたことでありまして、提案型ですから、あくまでも満たさなかった場合は申し込んでこないであろうと思っています。

それと、来ない場合、これはもう今のところ何とも言えません。私は必ず来ると信じています、あくまでには。その来た時点で、どういうところが来るかわかりませんが、先ほど申し上げましたように、その提案を見て、いいものを選考して、境町でまたこういうふうな組み合わせもあるのではないかと提案もその中で町なりのものも出していく中で、最良の方法、住民にとっても納得できる、企業にとっても納得できる、そういうものを選択できればいいなと思っています。そのときには皆さん方にぜひご相談をいただいて。

それと、期間が短い、これは一つありません、そういう苦情は。期間が短過ぎますというところは。四百何社問い合わせ、あるいは12社が来ておりますけれども、そういう意見は一つもございません。まあ、11月1日から12月20日まで50日あるのですから、これで短かったら、1年あったって短いと思います。したがって、これは期間は来年の3月までに私はこれは売却したいという意向を持っています。新年度にまた利子を払うことのないよう、さらに財源の一部に充てたいという希望もありますので、来年の3月までにはぜひこれらを整理していきたいと。そういうものから逆算いたしましても12月いっぱいぐらいが限界であろうということと、50日あれば大抵検討する期間はあるだろうと、こういうことでやらせていただきましたので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（齊藤政一君） ただいまの答弁に対して再々質問はありますか。

倉持功君。

○2番（倉持 功君） 町長は必ず来ると信じているということで、危機管理というか、そういうことからいえば、来なかったときのこともおいておいた方がいいのではないかなということもあると思いますけれども、まあ、いずれにしろ、プロポーザルの趣旨にもあるように、日本たばこ産業跡地は、町民が等しく共有する貴重な財産でもあり、豊かな地域生活を実現するために活用しなければならない貴重な資源であるとともに、今後とも中心市街地の中では得ることのできないひと固まりの土地がありますから、決して私から言わせれば焦ることなく、極めて健全で、かつ有効的な提案のみを検討していただければと思っております。よろしく願いいたします。ご回答は結構です。

○議長（齊藤政一君） これで倉持功君の一般質問を終わります。

